

# 第147期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当行の新株予約権等に関する事項  
業務の適正を確保する体制  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

**株式会社 清水銀行**

「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第1回新株予約権</li> <li>②新株予約権の割当日 2015年8月3日</li> <li>③新株予約権の総数 220個</li> <li>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,200株</li> <li>⑤新株予約権の行使期間 2015年8月4日から2040年8月3日まで</li> <li>⑥権利行使価格 1株当たり1円</li> <li>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</li> </ul>	3名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第2回新株予約権</li> <li>②新株予約権の割当日 2016年8月1日</li> <li>③新株予約権の総数 349個</li> <li>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,490株</li> <li>⑤新株予約権の行使期間 2016年8月2日から2041年8月1日まで</li> <li>⑥権利行使価格 1株当たり1円</li> <li>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</li> </ul>	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2017年7月31日 ③新株予約権の総数 297個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,970株 ⑤新株予約権の行使期間 2017年8月1日から2042年7月31日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	5名
	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2018年7月30日 ③新株予約権の総数 479個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,790株 ⑤新株予約権の行使期間 2018年7月31日から2043年7月30日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2019年7月29日 ③新株予約権の総数 981個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 9,810株 ⑤新株予約権の行使期間 2019年7月30日から2044年7月29日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	6名
	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第6回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2020年8月3日 ③新株予約権の総数 1,244個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 12,440株 ⑤新株予約権の行使期間 2020年8月4日から2045年8月3日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	7名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第7回新株予約権</li> <li>②新株予約権の割当日 2021年8月2日</li> <li>③新株予約権の総数 1,546個</li> <li>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 15,460株</li> <li>⑤新株予約権の行使期間 2021年8月3日から2046年8月2日まで</li> <li>⑥権利行使価格 1株当たり1円</li> <li>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</li> </ul>	8名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当ありません。

## 業務の適正を確保する体制

### (1) 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (ア) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員が遵守しなければならない法令・ルール等を定める。
  - (イ) コンプライアンスを統括する部署を設置し、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努める。頭取を議長とし、コンプライアンスをテーマとする拡大経営会議を月1回開催し、顧問弁護士もそのメンバーとする。
  - (ウ) 本部・営業店にコンプライアンス責任者と管理者を配置し、日常業務での適法性のチェックを実施するとともに、「コンプライアンス報告制度」を設け、違反行為の未然防止等を図る。なお、本報告制度の利用者に対して、報告等の行為を理由として懲罰、人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益となる行為は行わない。
  - (エ) 使用人の法令・定款違反行為については、賞罰委員会において懲罰を付し、取締役の法令・定款違反については、取締役コンプライアンス規程に基づき、経営会議等による調査を経て、取締役会において具体的な処分を決議する。
  - (オ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、利益を供与しない。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会等の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報については、行内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (ア) リスク管理を適切に行うため、「統合的リスク管理規程」を制定し、カテゴリー毎に所管部を定めて、各種リスクについての管理体制を構築する。また、銀行全体のリスク統括を図る部署を設置し、各種リスクの状況について、必要に応じて取締役会及び経営会議への報告を行う。
  - (イ) 非常時において適切に業務を継続するための「業務継続規則」を制定し、迅速かつ適切に対応することで、経営への影響を最小限に止めることができる体制を整備する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、組織規程及び職務権限規程に基づき、業務執行を行う。また、取締役会の委任の範囲内で決議・協議等を行う機関として、「経営会議」を設置し、業務執行の決定の迅速化を図る。
- (イ) 取締役会で決議された事項は、3ヶ月毎にその進捗状況を取締役会へ報告することで、完了までの管理・把握を行う。
- ⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) グループ会社におけるコンプライアンス、当行への適切な報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務の適正を確保するため、グループ会社を運営・管理する統括部署を設置するとともに、「清水銀行グループ運営管理規程」を定める。また、グループ会社は、「グループ会社協議・報告一覧」に基づいて、当行への協議・報告を行う。
- (イ) 当行は、必要に応じてグループ会社に立ち入り、監査を行う。
- (ウ) 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、1名以上配置する。
- ⑦前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- (ア) 補助すべき使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、当該補助業務に関しては取締役（監査等委員である取締役を除く）等の執行部門の指揮を離れ、監査等委員会の指示、命令に従う。
- (イ) 補助すべき使用人の人事異動や評価等については監査等委員会の意見を尊重する。

- ⑧取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (ア) 当行及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、当行の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に遅滞なく報告するものとし、当行及びグループ会社の使用人は主管部署を通じて、担当取締役、グループ会社取締役から報告するものとする。また、当行及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、監査等委員会から業務について報告を求められたときは、協力するものとする。
- (イ) 上記の報告を理由として懲罰や人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益になる行為は行わないものとする。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は内部監査部門等との連携を保ち、当行が対処すべき課題、内部管理体制における課題などについて定期的に意見交換を行う。また、監査等委員会は、会計監査人や外部専門家の意見を聴取するなどし、適正な監査に努める。
- ⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①内部統制システム全般

当行及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当行の監査部がモニタリングしている。

### ②コンプライアンス

当行は、当行及びグループ各社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、行内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っている。また、当行は法令等遵守規程「コンプライアンス報告制度」により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めている。

### ③リスク管理体制

(ア) 当行は、リスク管理に関する基本規程として「統合的リスク管理規程」を定め、取締役会を中心としたリスク管理体制を構築している。この規程に基づき、各種のリスクカテゴリーごとに「リスク管理規則」「リスク管理手続」を制定し、具体的な管理の実施方法等を定めるとともに、取締役会や経営会議への報告等を行っている。

(イ) 当行は、実効性のあるリスク管理を行うため、年度ごとのリスク管理に関する計画を策定し、これに基づくリスクの把握、分析、評価を実施している。

### ④内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、当行及びグループ各社の内部監査を実施している。

# 第147期 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	10,816	7,413	7,413	8,670	50,632	2,501	61,803
当期変動額							
剰余金の配当						△695	△695
別途積立金の積立					1,500	△1,500	－
当期純利益						2,239	2,239
自己株式の取得							
自己株式の処分						△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	1,500	42	1,542
当期末残高	10,816	7,413	7,413	8,670	52,132	2,543	63,345

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△248	79,784	2,984	71	3,055	72	82,912
当期変動額							
剰余金の配当		△695					△695
別途積立金の積立		－					－
当期純利益		2,239					2,239
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	2	0					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△6,777	203	△6,573	21	△6,552
当期変動額合計	2	1,544	△6,777	203	△6,573	21	△5,008
当期末残高	△246	81,329	△3,793	274	△3,518	93	77,904

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	3年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

〔銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針〕（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

### (4) システム解約損失引当金

システム解約損失引当金は、2024年5月に予定している基幹系システムの移行に伴い、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失見込額を計上しております。

## 7. 収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務及び保護預り・貸金庫業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 9. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

#### (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 6,173百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ① 算出方法

「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施・検証し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当基準に基づき貸倒引当金を計上しております。

このうち、事業性貸出金に係る債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いて格付自己査定システムで判定された信用格付を基礎とし、定性的な情報を加味して、決定しております。

##### ② 主要な仮定

債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。これには、債務者の実態としての財務内容、業種・業界の特性や新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえた事業の継続性及び収益性の見通し、資金繰り、キャッシュ・フローを考慮した債務償還能力、経営改善計画等の合理性及び実現可能性、新型コロナウイルス感染症等の影響により経営改善計画等の修正を検討している先についてはその策定見込み、金融機関等の支援状況等が含まれ、債務者の実態を踏まえ個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後一定期間継続すると想定しており、この期間においては貸出先の経済活動に影響が生じるものの、政府等の経済対策や金融機関の支援により、信用リスクへの影響は多額とはならないと仮定しております。

##### ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 繰延税金資産

### (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 4,726百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)における企業分類、将来の課税所得、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等の見積りに基づき、将来の税金負担額を軽減する効果があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。なお、将来の課税所得は、足許の実績に将来実施する施策を加味して策定した収益計画等に基づいて見積っております。

#### ② 主要な仮定

将来の課税所得の前提となる収益計画における将来見通しであります。これには、主に貸出金利息、有価証券利息配当金、役務取引等収益及び営業経費を見積るにあたり仮定する貸出金平均残高及び貸出金利回り、有価証券平均残高及び有価証券利回り、役務取引等収益拡大のための施策の進捗並びに営業経費削減のための施策の進捗が含まれ、足許の実績に将来実施する施策を加味して設定しております。また、収益計画設定においては、新型コロナウイルス感染症の影響が今後一定期間継続すると想定しており、当行の営業活動及び有価証券運用は一定の影響を受けるものの、資金需要の増加により貸出金残高は堅調に推移すると仮定しております。

#### ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

経済条件の変動等により将来課税所得に見直しが必要となった場合、翌事業年度に係る計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 399百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,598百万円
危険債権額	8,576百万円
要管理債権額	1,510百万円
三月以上延滞債権額	159百万円
貸出条件緩和債権額	1,351百万円
小計額	15,685百万円
正常債権額	1,241,099百万円
合計額	1,256,784百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。



3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,553百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	181,693百万円
貸出金	21,898百万円
その他資産	70百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,892百万円
債券貸借取引受入担保金	41,212百万円
借入金	144,500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、現金20,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金624百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、311,822百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が309,308百万円あります。

上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高100,092百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 22,076百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 364百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は25,048百万円であります。

9. 関係会社に対する金銭債権総額 7,527百万円

10. 関係会社に対する金銭債務総額 4,336百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	161百万円
役務取引等に係る収益総額	57百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	33百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	54百万円
役務取引等に係る費用総額	36百万円
その他業務・その他経常取引等に係る費用総額	690百万円

2. 使用方法の変更により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額59百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
静岡県内	営業店舗3か所	土地	39百万円
		建物及び動産	11百万円 (うち建物 10百万円)
静岡県内	店舗外現金自動設備4か所	建物及び動産	7百万円 (うち建物 7百万円)
		合計	59百万円 (うち土地 39百万円) (うち建物 18百万円)

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグループピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」等に基づいて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	54,201	239	610	53,830	(注)
合 計	54,201	239	610	53,830	

## (注) 変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 239株

減少数の内訳は次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 610株

## (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売 買 目 的 有 価 証 券	△6

## 2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

該当ありません。

## 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （百万円）
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	399
関 連 法 人 等 株 式	—

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,987	5,255	2,731
	債券	105,100	104,553	547
	国債	10,137	10,129	7
	地方債	40,507	40,368	138
	社債	54,455	54,054	401
	その他	21,472	21,372	100
	外国債券	17,996	17,923	72
	小計	134,560	131,181	3,379
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	7,547	9,193	△1,645
	債券	92,956	94,627	△1,670
	国債	49,385	50,748	△1,363
	地方債	25,396	25,565	△169
	社債	18,174	18,312	△138
	その他	97,454	103,474	△6,020
	外国債券	61,671	64,560	△2,889
	小計	197,957	207,294	△9,336
合 計		332,518	338,475	△5,956

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,370
組合出資金等	1,436

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)  
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券  
(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	348	65	8
債券	13,791	121	—
国債	10,106	109	—
地方債	3,645	12	—
社債	40	—	—
その他	83,180	516	812
外国債券	74,729	506	596
合計	97,320	703	820

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式72百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄について、次の基準に該当する場合で回復する見込みがあると認められない場合であります。

(1) 株式

- ① 過去1年間の平均時価が30%以上下落かつ最高時価が取得原価を下回っている場合
- ② 株式市場の取引時間中における株価が過去1年間に50%以上下落したことがある場合
- ③ 当該発行体の業績等を勘案し、減損すべきと判断するもの

(2) 債券及び投資信託

- ① 過去1年間の平均時価が30%以上下落かつ最高時価が取得原価を下回っている場合
- ② 当該発行体の業績等を勘案し、減損すべきと判断するもの

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)  
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2022年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,000	1,000	-	-	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1,622	百万円
有価証券償却	1,201	
退職給付引当金	1,247	
ソフトウェア等償却	279	
土地評価損	192	
賞与引当金	132	
システム解約損失引当金	88	
減価償却	78	
その他有価証券評価差額金	2,163	
その他	251	
繰延税金資産小計	7,257	
評価性引当額	△2,153	
繰延税金資産合計	5,104	
繰延税金負債		
退職給付信託設定差益	△254	
その他	△124	
繰延税金負債合計	△378	
繰延税金資産の純額	4,726	百万円

(関連当事者との取引)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	清水信用保証 株式会社	所有 直接100%	貸出金の 被保証 (注1) 役員の兼任	当行の住宅ローン債権等 に対する被保証 (注2)	220,603 (注3)	-	-

- (注) 1.当行は、清水信用保証株式会社より、住宅ローン債権等に対する保証を受けております。  
2.保証条件は、保証対象となっている住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。  
3.取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員及び その近親者	石井 誠 (河野誠の義弟)	-	-	(株)石井組 代表取締役社長	-	債務保証 (注1)	当行貸出金の保証 (注1)	404 (注3)	-	-
役員及び その近親者	石井 誠 (河野誠の義弟)	-	-	富士運送(株) 取締役副社長	-	債務保証 (注2)	当行貸出金の保証 (注2)	288 (注3)	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当行は株式会社石井組に対する与信取引について、石井誠氏より債務保証を受けております。  
2. 当行は富士運送株式会社に対する与信取引について、石井誠氏より債務保証を受けております。  
3. 取引金額は、2022年3月31日現在の保証残高です。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	6,715円05銭
1株当たりの当期純利益金額	193円24銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	192円48銭

(ストック・オプション等関係)

連結計算書類における注記事項に記載しております。

## 第147期 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,816	7,643	64,060	△248	82,272
会計方針の変更による累積的影響額			△23		△23
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,816	7,643	64,036	△248	82,248
当期変動額					
剰余金の配当			△695		△695
親会社株主に帰属する当期純利益			2,580		2,580
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△1		2	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△1	1,885	2	1,885
当期末残高	10,816	7,642	65,922	△246	84,134

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,991	71	275	3,337	72	1,388	87,071
会計方針の変更による累積的影響額						△13	△37
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,991	71	275	3,337	72	1,374	87,033
当期変動額							
剰余金の配当							△695
親会社株主に帰属する当期純利益							2,580
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,776	203	140	△6,433	21	61	△6,349
当期変動額合計	△6,776	203	140	△6,433	21	61	△4,464
当期末残高	△3,785	274	415	△3,095	93	1,436	82,569



## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

清水ビジネスサービス株式会社

清水総合メンテナンス株式会社

株式会社清水地域経済研究センター

清水信用保証株式会社

清水リース&カード株式会社

清水総合コンピュータサービス株式会社

清水銀キャリアップ株式会社は2021年6月30日付で解散し、2021年9月30日付で清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

当行の商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社6社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) システム解約損失引当金の計上基準

システム解約損失引当金は、2024年5月に予定している基幹系システムの移行に伴い、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

当行の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

①リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

②顧客との契約から生じる収益

当行及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務及び保護預り・貸金庫業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 未適用の会計基準等

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

### （1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

### （2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

### （3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、軽微であります。

## 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、役務取引等収益の一部について、従来は顧客からの対価受領時に一時点で収益を認識しておりましたが、財又はサービスが提供されたときに収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

#### (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 7,025百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ① 算出方法

「会計方針に関する事項」〔(5) 貸倒引当金の計上基準〕に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施・検証し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当基準に基づき貸倒引当金を計上しております。

このうち、事業性貸出金に係る債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いて格付自己査定システムで判定された信用格付を基礎とし、定性的な情報を加味して、決定しております。

##### ② 主要な仮定

債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。これには、債務者の実態としての財務内容、業種・業界の特性や新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえた事業の継続性や収益性の見通し、資金繰り、キャッシュ・フローを考慮した債務償還能力、経営改善計画等の合理性及び実現可能性、新型コロナウイルス感染症等の影響により経営改善計画等の修正を検討している先についてはその策定見込み、金融機関等の支援状況等が含まれ、債務者の実態を踏まえ個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後一定期間継続すると想定しており、この期間においては貸出先の経済活動に影響が生じるものの、政府等の経済対策や金融機関の支援により、信用リスクへの影響は多額とはならないと仮定しております。

##### ③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額  
繰延税金資産 4,755百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ①算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)における企業分類、将来の課税所得、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等の見積りに基づき、将来の税金負担額を軽減する効果があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。なお、将来の課税所得は、足許の実績に将来実施する施策を加味して策定した収益計画等に基づいて見積っております。

### ②主要な仮定

将来の課税所得の前提となる収益計画における将来見通しであります。これには、主に貸出金利息、有価証券利息配当金、役員取引等収益及び営業経費を見積るにあたり仮定する貸出金平均残高及び貸出金利回り、有価証券平均残高及び有価証券利回り、役員取引等収益拡大のための施策の進捗並びに営業経費削減のための施策の進捗が含まれ、足許の実績に将来実施する施策を加味して設定しております。また、収益計画設定においては、新型コロナウイルス感染症の影響が今後一定期間継続すると想定しており、当行の営業活動及び有価証券運用は一定の影響を受けるものの、資金需要の増加により貸出金残高は堅調に推移すると仮定しております。

### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

経済条件の変動等により将来課税所得に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,750百万円
危険債権額	8,624百万円
要管理債権額	1,510百万円
三月以上延滞債権額	159百万円
貸出条件緩和債権額	1,351百万円
小計額	15,886百万円
正常債権額	1,241,173百万円
合計額	1,257,059百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。



2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,553百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	181,693百万円
貸出金	21,898百万円
その他資産	70百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,892百万円
債券貸借取引受入担保金	41,212百万円
借入金	144,500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、現金20,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金646百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、315,636百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が313,122百万円あります。

上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高100,092百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 23,011百万円

6. 有形固定資産の圧縮記帳額 364百万円

7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は25,048百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益65百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損8百万円、株式等償却73百万円を含んでおります。
3. 使用方法の変更により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額59百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
静岡県内	営業店舗3か所	土地	39百万円
		建物及び動産	11百万円
			(うち建物 10百万円)
静岡県内	店舗外現金自動設備4か所	建物及び動産	7百万円
			(うち建物 7百万円)
合計			59百万円
			(うち土地 39百万円)
			(うち建物 18百万円)

当行及び連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」等に基づいて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,641,318	—	—	11,641,318	
合計	11,641,318	—	—	11,641,318	
自己株式					
普通株式	54,201	239	610	53,830	(注)
合計	54,201	239	610	53,830	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

239株

減少数の内訳は次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少

610株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計 年度末 減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			93	
合計			—			93	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	347百万円	30円	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	347百万円	30円	2021年9月30日	2021年12月10日
合計		695百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	347百万円	利益剰余金	30円	2022年3月31日	2022年6月24日

なお、上記については、2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として提案しております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る業務を行っております。当行では、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動リスクの回避等を目的として、資産・負債の総合的管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

また、当行の一部の連結子会社には、信用保証業務を行っている子会社があります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に貸出金及び有価証券であり、金融負債では、主に預金及び借入金となっております。また、リース業務を行う連結子会社において、リース資産を保有しております。

貸出金は、主として国内の取引先に対するものであり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、価格変動リスクに、外貨建債券については為替変動リスクに晒されております。

預金及び借入金は、一定の環境の下で当行及び当行グループが市場で調達できない場合、支払期日にその支払を実行できなくなるなど、流動性リスクに晒されております。

当行の保有する金融商品は、資産・負債ともに変動金利または期間1年以内の短期間のもので資金運用及び資金調達が中心となっております。固定金利による資金運用及び資金調達については、金利変動リスクに晒されていることから、円金利スワップ取引を行うことによって当該リスクを回避しております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されており、先物為替予約等を行うことにより当該リスクを回避しております。

ALMの一環として、デリバティブ取引（円金利スワップ取引）を行っております。当行では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である預金・貸出金に係る金利変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ有効性評価の方法に関しては、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

一部の連結子会社では、貸出金や株式による資金運用及び借入金による資金調達を行っております。当該金融商品は金利変動リスク、流動性リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、経営の健全性を確保するため、「統合的リスク管理規程」を定め、統合的リスク管理態勢を構築しております。これに基づき、各リスクカテゴリーにリスク所管部門を設置するとともに、具体的な管理の方法等を定めた、リスク管理規則及びリスク管理手続等を制定しております。また、当行が抱えるリスクを一元的に管理するため、総合統括部にリスク統括室を設置しております。

#### ①信用リスクの管理

当行グループは、「統合的リスク管理規程」に基づき、審査部をリスク所管部門としております。

信用リスクに関する各種の情報については、速やかに取締役会等に報告がなされ、的確かつ迅速な与信判断を行うことができる態勢としております。

また、貸出先の信用リスクを統一的な尺度で測るため信用格付制度を導入し、リスク量の計測や適切なポートフォリオ管理に努め、リスクの分散と安定した収益確保に努めております。

#### ②市場リスクの管理

##### i. 金利リスクの管理

当行では、金利リスクは、市場リスクの一つとして位置付け、管理しております。市場リスク管理については、取締役会にて承認された「統合的リスク管理規程」において、総合統括部リスク統括室をリスク所管部門としております。債券等の時価評価及び金利リスクに関する情報は日次管理しており、総合統括部担当取締役、市場営業部担当取締役に報告されております。

預金、貸出金及びオフバランス取引等の金利リスクについては、月次管理しております。

これら金利リスクの状況は、A L M体制の枠組みの中で、月次で経営会議及びA L M収益管理委員会に報告されております。

連結子会社の金利リスクについては、資産・負債の構成が、銀行単体に比して少額であることから、リスク計測をしておりません。

##### ii. 為替リスクの管理

当行では、為替の変動リスクに関して、外貨建資産及び負債ごとに管理しており、先物為替予約等を利用し、リスク回避を行っております。

##### iii. 価格変動リスクの管理

当行では、出資等または株式等エクスポージャーは、市場リスクの一つとして位置付け、管理しております。

株式等の時価評価及び価格変動リスクに関する情報は日次管理しており、総合統括部担当取締役、市場営業部担当取締役に報告されております。

出資等または株式等エクスポージャーの価格変動リスクについては、他の市場リスクのリスクファクターとともに、経営会議やA L M収益管理委員会に報告されております。

連結子会社の保有する出資等または株式等エクスポージャーは、非上場株式が中心であり、価格変動の影響が軽微であることから、リスク計測を行っておりません。

#### iv. デリバティブ取引

当行では、デリバティブ取引に関して、当行の金利変動等のリスクヘッジを目的としてデリバティブ取引に取り組んでおり、仕組みが複雑で投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引の状況については、月次で管理しており、ALM体制の枠組みの中で、経営会議、ALM収益管理委員会に報告されております。

#### v. 市場リスクに係る定量的情報

##### (ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループにおいて、売買目的有価証券を有する会社は当行のみであります。売買目的有価証券として保有している有価証券は「商品有価証券」であり、当該有価証券のリスク管理については、バリュー・アット・リスク(VaR)を用いて算出しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間20日、信頼区間99%、観測期間720日)を採用しており、2022年3月31日におけるVaRは1百万円であります。

##### (イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」の債券、株式及び投資信託、「預金」、及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。なお、当行グループのうち、当行以外では、金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける金融商品の保有額が少額であるため、リスク管理の対象としておりません。

これらの金融資産及び金融負債について、金利の変動リスク及び価格変動リスクの管理にあたり、VaRを用いて定量的に分析し、内部管理に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法(信頼区間99%、観測期間720日)を採用しております。保有期間については、金融商品の保有目的などに応じて20日、60日、240日のいずれかを適用しております。

2022年3月31日におけるVaRは、貸出金、有価証券、預金及び金利スワップ取引の合計で15,843百万円であります。

上記(ア)(イ)のVaRは、過去の相場変動を基に統計的な手法で算出した、一定の確率で発生しうる市場リスク量を表しており、過去の観測期間内の相場変動に比して著しく大きな変動を伴う市場環境においては、そのリスクを正確に捕捉できない場合があります。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。

また、現金預け金及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券 その他有価証券	332,560	332,560	—
(2) 貸出金 貸倒引当金（*1）	1,217,888 △6,874		
	1,211,013	1,208,000	△3,013
資産計	1,543,574	1,540,560	△3,013
(1) 預金	1,515,749	1,515,851	102
(2) 借入金	151,452	151,446	△6
負債計	1,667,202	1,667,297	95
デリバティブ取引（*2）（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,760)	(1,760)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	376	376	—
デリバティブ取引計	(1,383)	(1,383)	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（\*3）ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フロー固定化のために手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告再40号 2022年3月17日）を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1) (* 2)	1,371
組合出資金等 (* 3)	1,436

(\* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(\* 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第28項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	12,060	52,118	53,988	67,335	48,582	43,637
その他有価証券の うち満期があるもの	12,060	52,118	53,988	67,335	48,582	43,637
貸出金 (*)	96,256	83,639	94,561	82,207	176,135	557,578
合計	108,317	135,757	148,550	149,542	224,718	601,216

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない14,358百万円、期間の定めのないもの113,151百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	1,418,942	79,292	17,515	—	—	—
借入金	102,966	18,578	29,727	150	30	—
合計	1,521,908	97,870	47,243	150	30	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	59,522	65,903	—	125,425
社債	—	47,357	25,273	72,630
株式	15,429	147	—	15,576
その他	41,351	38,315	—	79,667
デリバティブ取引				
金利関連	—	388	—	388
通貨関連	—	77	—	77
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
資産計	116,303	152,190	25,273	293,766
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	1,713	—	1,713
クレジット・デリバティブ	—	—	136	136
負債計	—	1,713	136	1,850

(\* 1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は39,259百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	35,337	1,172,663	1,208,000
資産計	—	35,337	1,172,663	1,208,000
預金	—	1,515,851	—	1,515,851
借入金	—	—	151,446	151,446
負債計	—	1,515,851	151,446	1,667,297

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利や信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、債権額から個別貸倒引当金を控除した金額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、連結決算日における新規預入金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

## 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、新規借入利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短時間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、当該時価はレベル3の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブが含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

	評価技法	重要な観察できない インプット	インプット の範囲	インプット の加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	現在価値技法	信用スプレッド	0.29%-0.94%	0.46%
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	1.03%-1.23%	1.13%

## (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購 入、 売 却、 発 行 及 び 決 済 の 純 額	レベル3 の 時 価 へ の 振 替	レベル3の 時 価 からの 振 替	期 末 残 高	当期の損益に 計上した額 のうち連結 貸借対照表 日において 保有する 金融資産 及び 金融負債の 評価損益 (*1)
		損 益 に 計 上 (*1)	その他の 包括利益 に 計 上					
有価証券								
その他有価証券								
社債	22,113	—	66	3,093	—	—	25,273	—
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ	△87	△48	—	—	—	—	△136	△48

(\*1) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

## (3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは各取引部門において時価の算定に関する手続等を定めており、内容の適切性及び運用状況についてリスク管理部門が評価、検証しております。算定された時価は、独立した評価部門において、評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の手続等に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドの著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△6

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	8,028	5,282	2,746
	債券	105,100	104,553	547
	国債	10,137	10,129	7
	地方債	40,507	40,368	138
	社債	54,455	54,054	401
	その他	21,472	21,372	100
	外国債券	17,996	17,923	72
	小 計	134,602	131,207	3,394
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	7,547	9,193	△1,645
	債券	92,956	94,627	△1,670
	国債	49,385	50,748	△1,363
	地方債	25,396	25,565	△169
	社債	18,174	18,312	△138
	その他	97,454	103,474	△6,020
	外国債券	61,671	64,560	△2,889
	小 計	197,957	207,294	△9,336
合 計		332,560	338,501	△5,941

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金 (連結貸借対照表計上額2,808百万円) については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	348	65	8
債券	13,791	121	－
国債	10,106	109	－
地方債	3,645	12	－
社債	40	－	－
その他	83,180	516	812
外国債券	74,729	506	596
合 計	97,320	703	820

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式72百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄について、次の基準に該当する場合で回復する見込みがあると認められない場合であります。

(1) 株式

- ① 過去1年間の平均時価が30%以上下落かつ最高時価が取得原価を下回っている場合
- ② 株式市場の取引時間中における株価が過去1年間に50%以上下落したことがある場合
- ③ 当該発行体の業績等を勘案し、減損すべきと判断するもの

(2) 債券及び投資信託

- ① 過去1年間の平均時価が30%以上下落かつ最高時価が取得原価を下回っている場合
- ② 当該発行体の業績等を勘案し、減損すべきと判断するもの

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)  
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2022年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,000	1,000	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る業務を行っております。各業務の主な財又はサービスの種類は、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務及び保護預り・貸金庫業務等に付随する役務提供であります。また、各業務の収益額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	銀行業	リース業・ クレジットカード業	計	その他	合計	調整額	連結損益 計算書 計上額
役務取引等収益							
預金・貸出業務	450	—	450	—	450	—	450
為替業務	885	—	885	—	885	—	885
証券関連業務	1,001	—	1,001	—	1,001	—	1,001
代理業務	858	—	858	—	858	—	858
保護預り・貸金庫業務	72	—	72	—	72	—	72
その他	542	285	827	78	906	—	906
顧客との契約から生じる収益	3,810	285	4,096	78	4,175	—	4,175
上記以外の経常収益	17,166	5,730	22,896	349	23,246	—	23,246
外部顧客に対する経常収益	20,977	6,015	26,992	428	27,421	—	27,421

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

会計方針に関する事項の(11)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## (1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	6,993円66銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	222円69銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	221円81銭

## (ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
営業経費 22百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式2,200株	普通株式3,490株	普通株式2,970株	普通株式4,790株
付与日	2015年8月3日	2016年8月1日	2017年7月31日	2018年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2015年8月4日から2040年8月3日まで	2016年8月2日から2041年8月1日まで	2017年8月1日から2042年7月31日まで	2018年7月31日から2043年7月30日まで

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）7名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式9,810株	普通株式12,440株	普通株式15,460株
付与日	2019年7月29日	2020年8月3日	2021年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月30日から2044年7月29日まで	2020年8月4日から2045年8月3日まで	2021年8月3日から2046年8月2日まで

（注）株式数に換算して記載しております。



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後				
前連結会計年度末	2,200株	3,490株	2,970株	4,790株
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	2,200株	3,490株	2,970株	4,790株

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	－	－	－
付与	－	－	15,460株
失効	－	－	－
権利確定	－	－	15,460株
未確定残	－	－	－
権利確定後			
前連結会計年度末	9,810株	13,050株	－
権利確定	－	－	15,460株
権利行使	－	610株	－
失効	－	－	－
未行使残	9,810株	12,440株	15,460株

## ②単価情報

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価	3,500円	2,731円	3,278円	2,121円

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	-	1,489円	-
付与日における 公正な評価単価	1,731円	1,418円	1,434円

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2021年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2021年 ストック・オプション
株価変動性 (注1)	37.4%
予想残存期間 (注2)	2.1年
予想配当 (注3)	60円/株
無リスク利率 (注4)	△0.12%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する期間 (2019年6月から2021年7月まで) の株価実績に基づいて算定しております。  
 2. 過去10年間に退任した取締役の退任時年齢の平均と、現在の在任取締役の現在年齢の平均との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。  
 3. 2021年3月期の配当実績であります。  
 4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。